

宮崎県商業教育研究会規約

第 1 条 本会は宮崎県商業教育研究会とする。

第 2 条 本会の事務局を原則として会長所在の学校に置く。

第 3 条 本会は商業教育の振興を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は商業に関する学科・科目を置く高等学校の学校長並びに関係教職員で組織する。

第 5 条 本会は次の事業をおこなう。

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1. 商業教育振興に関する計画の樹立 | 5. 会報の発行 |
| 2. 研究協議会の開催 | 6. 各種検定業務 |
| 3. 講習会の開催 | 7. 各種競技会業務 |
| 4. 学校の相互視察研究 | 8. その他必要な事項 |

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|-----|--------|--------|
| 1. 会 長 | 1 名 | 4. 理 事 | 各校 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 5. 監 事 | 1 名 |
| 3. 参 与 | 若干名 | 6. 主 事 | 若干名 |

第 7 条 本会の役員は次の方法により定める。

1. 会長、副会長、理事および監事は総会において選出する。
2. 主事は会長が会員中よりこれを委嘱する。
3. 役職員の任期は1年とし再任を妨げない。

第 8 条 本会は前各項役員のほか顧問を置くことができる。

顧問は総会において選出する。

第 9 条 役員職務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表して、会務を総括し、総会・理事会その他の会を招集する。
2. 副会長および参与は会長を補佐し事故あるときはこれを代理する。
3. 理事は本会の事業計画の立案審議および緊急事項の処理に当たる。
4. 監事は本会の会計を審査する。
5. 主事は会長の命を受けて事務を処理する。

第 10 条 総会は年1回開催し、事業計画を樹立しその他各必要事項を審議し決定する。なお総会は会員の過半数で成立し、議決は出席会員の賛成を必要とする。ただし、総会の成立については委任状を認める。

第 11 条 本会の経費は各高等学校の負担金、全商協会助成金、その他をもってこれに充てる。

第 12 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

昭和40年4月28日改正

昭和42年5月15日改正

昭和50年5月23日改正

昭和56年5月19日改正

平成12年5月17日改正

平成16年5月14日改正

平成21年5月22日改正

平成28年5月13日改正